

春の火災予防運動



無防備な心に火災がかくれんぼ

3月1日～7日に、「春の火災予防運動」が実施されます。

消防局では、皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生

を未然に防止するため、期間中、商業・福祉施設などの立入検査や消防訓練を行います。

問 消防局予防課(0798・32・7316)またはお近くの消防署へ

住宅用火災警報器 火災から命を守る

住宅火災は、夜間に多く発生しており、就寝中で火災に気付くのが遅れてしまうことが住宅火災の死亡原因のひとつとなっています。また、火災で発生した有毒な煙による一酸化炭素中毒や窒息で多くの人が亡くなっています。

「住宅用火災警報器」は、火災の煙や熱を感知して早期に知らせてくれるもので、全ての住宅に設置が義務付けられています。大切

な命を守るため、1日でも早く住宅用火災警報器を設置してください。また設置後は、電池のチェックやほこりの掃除など日頃から手入れをしましょう。

◆「住宅防災診断」実施中 消防職員が家庭を訪問し、家庭内に潜む火災の危険性についてチェックを行い、必要な対策を説明します。訪問時にご協力をお願いします

感震ブレーカー 地震時の火災を防ぐ

地震が発生したときに揺れと同時に恐ろしいのが火災です。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震に関係する電気火災が全体の約6割を占めています。

揺れにより電気ストーブの上に落下した衣類等から出火したり、停電後の電気復旧に伴い損傷した

電気コードがショートし出火しています。

このような電気火災を防ぐものとして、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー」が市販されていますので、各家庭で設置しましょう。

2/28 防火イベント開催

2月28日(日)の午後1時～4時にららぽーと甲子園南側駐車場で防火イベントを開催します。

消火・AED 取り扱い体験など

火災をイメージした煙体験や消火体験、また救助ロープ渡過体験やAED取り扱い体験ができるコーナーを開設します。

協働事業提案を募集 地域課題の解決や文化の振興を

市は、①未来づくりパートナー事業と、②地域文化芸術振興部門への協働事業提案を募集します。

詳しくは各担当課、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンターなどで配布している各募集要領をご覧ください。

募集要領は市のホームページ(①は市政情報→参画と協働、②は楽しむ・学ぶ→文化・芸術→催し・講座・展示)からもダウンロードできます。

【提案方法】募集要領に添付している提案書を3月15日(①は18日)までに①は市民協働推進課(市役所本庁舎7階)、②は西宮市文化振興財団(市民会館6階)へ持参を。②は郵送(必着)も可

①未来づくりパートナー事業

地域課題や社会的課題の解決に向けた提案を募集します。市民の皆さんの自由な発想による提案をお待ち

しています。

※提案内容に応じ、関係課と提案者が協議し、審査会で審査

問 市民協働推進課 (0798・35・3764)

②地域文化芸術振興部門

地域の特色を生かし、市内で実施する文化芸術活動の提案を募集します。募集区分は、文化芸術の振興に資する事業を提案する「文化振興分野」と文化芸術によるコミュニティの強化や地域の活性化など地域課題の解決に資する事業を提案する「文化まちづくり分野」の2つです。

※選定委員会で内容を審査し、採択された提案を提案者と市が協働して実施

問 西宮市文化振興財団 (0798・33・3146)

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

《3つの習慣》

- ・寝たばこは絶対しない
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

《4つの対策》

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火

災警報器を設置する

- ・寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する
- ・高齢者や身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

放火防止の自衛意識を高めよう！

市では20年以上、放火(放火疑いを含む)による火災が、出火原因の1位になっています。

放火を減らすためには、自らが放火を防止する自衛意識を持ち、「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」まちづくりに取り組むことが大切です。次のような場所は、放火される危険性が高くなります。

自分たちのまちを自分たちの目で確認しましょう。

《放火に注意すべき場所》死角になりやすいマンションや団地などの駐車場や駐輪場▷人目や人通りの少ない場所▷外灯が少なく暗がりになっている場所▷公園などにあるごみが集積されたままのごみ箱▷通りなどに面して可燃物が置いてある所

放火火災予防チェック

- 自分の家の放火火災に注意すべき場所を確認しましょう。
- ▷家の周りや外階段の下などに可燃物を放置している
- ▷収集日の前夜にごみを出している
- ▷共同住宅などの共用部分を物置代わりに使用している

- ▷自転車やオートバイのかごに物を置いたままにしている
- ▷自転車やオートバイのボディカバーに防災品を使用していない
- ▷玄関・物置・車庫を施錠していない
- ▷郵便受けに新聞やチラシなどをためたままにしている
- ▷消火器等の設置場所が分からない
- ▷門灯、玄関灯の照明がつかない

山火事にご注意！

3月1日～5月31日に「山火事予防運動」を実施します。

この期間は、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次の点に注意してください。

《注意事項》枯れ草などのある火災が起こりやすい場所、また、風の強いときや空気の乾燥しているときは、たき火をしない▷たき火の場所を離れるときは、完全に火を消す▷たばこの吸い殻は必ず火

を消し、投げ捨てない▷火遊びをしない▷火災と紛らわしい煙が出るときは事前に消防署に届け出る

問 消防局警防課 (0798・32・7311)

消防テレホンサービス 0798-22-9999

2月25日～3月7日…春の火災予防運動、3月8日～31日…山火事予防運動▷病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

ご確認ください 確定申告の納期限

平成27年分確定申告の納期限および振替納税の振替日は下表のとおりです。納税は安心・安全・便利な口座振替をご利用ください。

なお、西宮税務署などでの確定申告の相談受付は、混雑状況

により早めに終了する場合があります。また、申告期間中は駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。

問 西宮税務署 (0798・34・3930)

	所得税および復興特別所得税	消費税	贈与税	(注) 納期限後の納付は延滞税がかかる場合があります。納期限までに税務署もしくは金融機関に備え置き納付書で納めるか、振替納税の手続きをお願いします。
納期限	3月15日(火)	3月31日(木)	3月15日(火)	
振替納税の振替日	4月20日(水)	4月25日(月)	振替納税制度はありません	

申請は5/31まで 軽自動車税減免継続

現在、身体障害等を理由として軽自動車税の減免を受けている人を対象に、平成28年度の減免継続申請書を3月上旬に送

付します。前年度申請時の内容と変更のない場合、5月31日までに、この申請書を提出してください。

問 税務管理課(0798・35・3209)